

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般 国道	403号	新潟市秋葉区荻島字七島491番2地先から 新潟市秋葉区福島字上浦376番1地先まで	平成21年3月3日
市道	新津1－ 524号線	新潟市秋葉区福島字上浦376番1地先から 新潟市秋葉区荻島字七島491番2地先まで	平成21年3月3日
市道	結第6号 市之瀬線	新潟市秋葉区結字中田876番7地先から 新潟市秋葉区福島字上浦376番1地先まで	平成21年3月3日